

千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

これまで「千葉市病院事業の設置等に関する条例施行規則」及び「千葉市病院運営委員会要綱」に基づき設置されていた「病院運営委員会」について、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関とするため、「千葉市病院事業の設置等に関する条例」を一部改正し、平成22年4月1日より施行いたしました。

2 制定（改正）の主な内容

（1）千葉市病院事業の設置等に関する条例（抄）

（病院運営委員会）

第11条 千葉市立青葉病院及び千葉市立海浜病院（以下「市立病院」という。）の円滑な運営を図るため、千葉市病院運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市立病院に関する次に掲げる事項を審議する。

- （1） 病院の運営及び**改革**に関する事項
- （2） 地域医療連携に関する事項
- （3） その他重要事項に関すること。

3 委員会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1） 保健医療関係事業に従事する者
- （2） 学識経験者
- （3） **病院経営に関する知識経験を有する者**

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（2）千葉市病院事業の設置等に関する条例施行規則（抄）

（病院運営委員会）

第12条 千葉市病院運営委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員会に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。